

# 北の国災害サポートチーム 活動 規程（1）

## 第1章 役員の報酬等

**第1条（報酬等の額）** 役員は無報酬とする。

## 第2章 職員の給与等

**第2条（賃金の構成）** 職員の賃金の構成は、次のとおりとする。ただし、試用期間中の者については、諸手当は支給しない。

(1) 基準内賃金

ア 基本給

イ 諸手当（職務手当、管理者手当）

(2) 基準外賃金

ア 各種時間外手当

イ 通勤手当

ウ 特別な手当

2 基本給は、本人の経験、技能、職務遂行能力を総合的に勘案し、個人別に定める。

3 基本給は、日給月給制、日給制、時間給制のいずれかから定める。

**第3条（賞与）** 賞与は支給しない。

**第4条（改廃）** この規程を改廃するときは、役員会の議決を経なければならない。

（附則）

この規程は、2020年5月1日から施行する。（2020年5月1日 役員会議決）

以 上